

品川区勤労者共済会バナー広告掲載事務取扱要領

[1] 目的

この要領は、「品川区勤労者共済会広告掲載等規程（平成 20 年 2 月 6 日決定）」（以下「規程」という。）に定める、ホームページに掲載するバナー広告の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

[2] 規格

広告の規格について、画像形式は JPG、PNG としアニメーションは不可とする。

[3] 掲載および申込締切日

広告主から、「広告掲載等申込書」（様式 1）により広告掲載等の申込があったときは、広告内容が「規程」第 2 条の各号に定める要件を備えていることを確認する。バナー広告掲載開始日は毎月 1 日、15 日とし、申込は開始日の 15 日前とする。

[4] 広告内容等の変更

品川区勤労者共済会は、広告の内容およびリンク先の WEB ページ内容等が法令に違反しているとき、および「規程」等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

[5] 広告主の責務

広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。